

## 第56回制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成18年12月20日（水） 14：30～

場 所 先物協会会議室

- 議 題
1. 清算機構のあるべき方向（骨子）について
  2. 取引所の新取引システム構築等に対する当協会の  
基本スタンスについて
  3. その他

以 上

## 清算機構のあるべき方向について [骨太方針案]

(骨子)

わが国の商品先物市場が社会的にも国際的にも信頼性を向上させ、内外から投資先として選択されるためには、J C C Hが清算機関としてふさわしい機能を発揮できるようにすることが不可欠である。

そのためには、下記の対応策を含め、J C C Hにおいて、清算参加者、内外からの市場参加者、商品取引所、金融機関、学識経験者等からなる公的な検討の場を設置し、検討していただきたい。

### 1. 総合的清算機構とすること

清算対象取引市場において取引された全てについて、買い手又は売り手の相手方となって、その取引の履行を保証する機関とする。(取引所別の清算機関から取引所横断的・統合的な清算機関に転換すること。)

違約に係るより高度の当事者能力を有する者が清算参加者となることができるよう清算参加者の資格要件・財務要件の見直しを行う。

### 2. 清算参加者中心の株主構成とすること

J C C Hのガバナンスや財務基盤を強化するため、株主構成、取締役構成の再構築を行う。株主構成については清算参加者を主体として構成する。再構成に際しては、より大きな市場参加者の参入に対応できる自己資本の充実・財務基盤の拡充を図る。

(清算参加者に株式保有を義務付ける。清算参加者は株主総会での議決権を有する。取締役会は清算参加者主体に再構築する。清算参加者、市場参加者にとって透明な運営が期待される。)

### 3. リスク管理体制の充実を図ること

リスク管理の充実を図るため、合理的な取引証拠金の設定や清算数量制限のあり方等について見直しを行う。清算参加者に係るモニタリングのため、清算参加者と清算機構との間の情報交換をリアルタイムにできるようにする。

現在の市場規模に甘んじることなく、より大きな市場参加者の参入等市場規模拡大に向けた将来展望を踏まえて、決済不履行積立金の目標額の設定、積立目標達成に向けたスケジュール等の検討を行う。

## 取引システムの構築等に対する基本スタンス

IT化戦略諮問部会

商品先物市場全体の効率性、コスト軽減の観点から、商品取引所の取引システムの構築について、当該システムのメインユーザーである商品取引員の基本スタンスとして、以下のことを提言いたします。

1. わが国の商品先物市場は板寄せ取引とザラバ取引の2つの売買仕法があるが、それぞれの売買仕法につき1つの取引システム（ハードウェアとソフトウェア）とすること。
2. 取引所システムと取引員システムとの間の接続の仕様、発注形式（入力すべき項目）、執行条件、応答電文の内容等、取引の処理方法に係る基本的事項は共通化し、商品取引員における大幅なシステムの変更や人為的処理を要しないものとする。
3. 上記1及び2を前提として、
  - ① 商品取引所ごとの商品性（上場商品、取引単位、呼値、制限値幅等）及び取引時間等の独自性に対応できる柔軟な機能性のあるシステム設計とすること。
  - ② 商品取引員が取引システムに接続するアクセスポイントは1つに集約化し、そこから各商品市場での取引ができるようにすることが望ましいこと。

上記は、取引システム構築の根本として当部会での一致した意見であり、各商品取引所の相互協力と英断によって、今からでも実現しうるものであると考えます。

また、今後、商品取引所が新たに取引システムの設計に着手する際には、基本設計の段階において、取引員に対し新システムの仕様、要件等の方向性を説明し、特に実務的処理の観点から十分に意見交換を重ね、それらを考慮した上で基本設計に取り組んでいただきたい。

商品取引員にあっては、取引所からの新取引システムの開発着手等の提示を受けた際には、商品取引員におけるシステム変更等に係る技術的課題、時間、コスト等についての実務的検証を行うことを念頭に入れた上で、賛否を含めた意見表明を行っていくことが重要であると思料いたします。